

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 公告 第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に準じ、事後審査型条件付一般競争入札共通事項を次のとおり公告する。

（本公告は、入札に係る工事の概要及び個別公告で求める入札参加資格要件を除く、入札に参加するための基本的な要件を表記したものである。）

令和3年12月7日

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 理事長 小林 長久

1. 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 現行の四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であって、次に定める種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げる者。
  - ア 建設工事 入札参加資格者名簿に個別公告に示す業種で登録されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者。
  - イ 測量業務 入札参加資格者名簿に「測量」として登録されている者のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者。
  - ウ 建築物の設計業務 入札参加資格者名簿に「建築関係コンサルタント」として登録されている者のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者。
  - エ 建設コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「土木関係コンサルタント」として登録されている者。
  - オ 地質調査業務 入札参加資格者名簿に「地質調査」として登録されている者。
  - カ 補償コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「補償コンサルタント」として登録されている者。
- (3) 建設業法第27条の23の規定の対象となる場合、個別公告で示す業種に関して有効期限内の経営事項審査を受けている者。
- (4) 公告から入札までの期間において、四日市市から入札参加資格停止等を受けていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定がなされた若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定がなされた若しくは再生手続開始の申立がある場合にあつては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。

- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該3保険を「社会保険等」という。）なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認を行うものとする。
- (8) その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者。

## 2. 入札参加手続等

事後審査型条件付一般競争入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、参加資格を満たす者は、入札書に入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を同封して提出することにより入札参加できるものとする。

## 3. 設計図書の販売

- (1) 設計図書の販売は、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団（以下「財団」という。）のホームページから印刷が可能のため指定しない。ただし、財団ホームページが閲覧できない場合は、財団の窓口で購入する事ができる。
- (2) 販売期間は、工事の公告の日から定められた期日までとし、同期間内に申出があったものについて販売する。

## 4. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、指定日までに書面により申し出ることができる。質問に対する回答は、財団ホームページにおいて供覧する。

## 5. 入札方法

定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

直接、財団窓口を持参した入札書は受け付けない。

## 6. 現場説明会

工事の現場説明会は行わない。

## 7. 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 8. 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約金額が500万円未満の場合は免除する。

## 9. 入札書に記載する事項

- (1) 入札書には、工事（業務）名、工事（業務）場所、及び入札（開札）日を個別公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

## 10. 参加資格確認申請書等

当該工事に配置予定の技術者の氏名等を入札参加資格確認申請書に記入し、入札書に同封すること。なお、配置予定技術者は予備を含め、2人まで記載することができる。

また、工事の施工実績書等入札参加資格確認に必要な書類の提出を求めた工事については、それらを入札書に同封すること。

## 11. 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 入札公告に示す入札書の郵送期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を書面で財団窓口へ提出すれば辞退することができる。
- (3) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。

## 12. 入札（開札）の立会い

開札にあたり、資格を有すると認められた者の中から、入札立会人1者を選定し、該当者に電話により連絡する。

## 13. 簡易審査

開札の前に業種登録、対象ランク又は総合点、完成工事高、建設業許可の種類、住所要件について簡易審査を行い、公告の際に提示した条件を満たさない者の行った入札は無効とする。

## 14. 開札

予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。

## 15. 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された参加資格確認申請書等を審査した結果、入札参加資格を満たしていることが確認された場合、当該落札候補者を落札者と決定し、速やかに落札決定をした旨を通知するものとする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことが確認された場合、又は、参加資格確認申請書等に不備があった場合、当該落札候補者は失格とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、資格を満たす者が現れるまで順次審査を行うものとする。
- (3) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に速やかにその旨を通知するものとする。

## 16. 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に当該するもの及び本公告13簡易審査の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者及び虚偽の申請をした者が行ったもの。
- (2) 入札金額を訂正したもの。
- (3) 入札書の宛名が違うもの。
- (4) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したもの。
- (5) 入札書の郵送到着期限を過ぎて到着したもの。
- (6) 同一の入札について、同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの。
- (7) 同一の入札について、複数の封筒を提出したもの。
- (8) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定制がし難いもの。
- (9) 郵便による入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの。
- (10) 工事費内訳書（委託業務の場合は業務委託内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの。
  - ア 工事費内訳書が同封されていないもの。
  - イ 入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された金額が異なるもの。
  - ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。（スクラップ控除及び千円未満の端数処理を除く。）
  - エ 記載すべき項目が欠けているもの。
  - オ その他不備のあるもの。
- (11) 予定価格の10分の1に満たない金額で入札したもの。

## 17. その他

一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札決定事務を妨げないものとする。また、くじ引きについても同様とする。

18. 問い合わせ先

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団

まちづくり振興事業部 事業振興グループ

四日市市本町9番8号 電話059-354-8328